

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人一橋大学基本規則（平成16年規則第1号）第12条に規定する研究機構について、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 研究機構は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- 一 研究戦略の企画及び推進に関すること。
- 二 研究内容の高度化、多様化への対応の支援に関すること。
- 三 部局横断的な研究の支援に関すること。
- 四 若手研究者の支援に関すること。
- 五 研究成果の情報発信に関すること。
- 六 外部資金の獲得等による研究の基盤整備に関すること。
- 七 その他必要な事項に関すること。

(機構長)

第3条 研究機構に機構長を置き、学長が指名する理事をもって充てる。

2 機構長は、研究機構を統括する。

(副機構長)

第4条 機構長の下に副機構長を置き、学長が指名する役員補佐をもって充てる。

2 副機構長は、機構長を補佐する。

(研究機構会議)

第5条 研究機構に、第2条各号の業務を遂行するために必要な事項を審議するため、研究機構会議（以下「機構会議」という。）を置く。

2 機構会議は、次に掲げる委員で構成する。

- 一 機構長
- 二 副機構長
- 三 学長が指名する理事（第1号に掲げる者を除く）
- 四 各研究科長
- 五 経済研究所長
- 六 事務局長

3 その他機構会議に関し必要な事項は、別に定める。

(研究機構の組織)

第6条 研究機構の下に、研究組織を置くことができる。

2 前項の研究組織の設置は、機構会議が教育研究評議会に発議する。

3 機構会議は、第1項の研究組織の評価を定期的に行い、教育研究評議会に改廃を発議することができる。

4 第1項の研究組織の運営については、別に定める。

(事務)

第7条 研究機構の事務は、関係部局の協力を得て、総務部研究・社会連携推進課が行う。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、研究機構の運営に関し必要な事項は、機構長が機構会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成23年3月16日から施行する。